

吉岡町地球温暖化対策実行計画策定支援業務仕様書

1 業務名

吉岡町地球温暖化対策実行計画策定支援業務

2 目的

世界共通の課題である地球温暖化対策を推進し、本町の2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「吉岡町ゼロカーボンシティ宣言」の達成に向け「吉岡町地球温暖化対策実行計画」を策定する。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）」の改定を包含する計画を作成することを目的とする。

3 業務の概要

- (1) 履行期間 契約締結の日から令和8年2月27日まで
- (2) 実施場所 吉岡町内全域

4 業務の内容

国の最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に基づき、計画を策定する。

(1) 基礎情報の収集・現状分析

本町の自然的・経済的・社会的条件及び国外、国内（国・他市町村・民間企業等）の動向について情報を収集し、地球温暖化対策に向けた取組に関する基礎情報の収集と現状分析を行う。

(2) 温室効果ガスの排出量の推計

本町の現況における温室効果ガスの排出量の算定と将来における温室効果ガスの推計を行う。

(3) 再生可能エネルギーのポテンシャル調査

本町における再生可能エネルギーの導入状況や既存量を把握し、再生エネルギー導入のポテンシャルを統計データ、現地調査等を行い推計する。

(4) 温室効果ガス削減目標及び施策の検討支援

温室効果ガス排出量削減及び再生可能エネルギー導入の数値的な目標を設定するとともに具体的な取り組みについて分野別に提案する。

事務事業編の改定については、旧計画の見直しを含め、二酸化炭素等の温室効果ガス排出目標を検討すること。

(5) 計画策定

ア 吉岡町地球温暖化対策実行計画（骨子案）の作成

これまでの調査・検討を踏まえ吉岡町地球温暖化対策実行計画（骨子案）の作成を行う。

イ 吉岡町地球温暖化対策実行計画（案）の作成

吉岡町地球温暖化対策実行計画（骨子案）に対する吉岡町地球温暖化対策実行計画策定委員会（以下「委員会」とする。）の意見を集約及び反映させ、吉岡町地球温暖化対策実行

計画（案）を作成するとともに本計画（案）の町民向けの概要版の作成を行う。

ウ パブリックコメントへの対応支援

パブリックコメントへの対応案、反映案の作成支援を行い吉岡町地球温暖化対策実行計画（案）に反映させる。

(6) 会議等の運営支援

ア 委員会

計画の策定にあたり、委員会（3回程度）を開催する。委員会について受託者は会議資料作成、会議への出席、議事録の作成を行うこと。

イ 打合せ協議

打合せ協議は必要に応じて適宜実施する。

(7) 議会対応

吉岡町地球温暖化対策実行計画の策定について、質疑のあった場合には、その回答について助言を行うものとする。

(8) 成果品の提出

本業務の成果品として、以下を提出すること。成果品及び業務の履行のために必要な書類はカラーで作成するとともに、濃淡を調整し、白黒で複写した際にもわかりやすい表現とするものとする。

ア 吉岡町地球温暖化対策実行計画 製本10部

イ 吉岡町地球温暖化対策実行計画概要版 製本10部

ウ 上記アの原稿様式（電子データ）及び概要版電子媒体 一式

エ その他本業務に使用した各種資料の電子データ 電子媒体 一式

5 その他

(1) 費用の負担

業務の執行等に伴う必要な費用は、本仕様書及びプロポーザル実施要領に明記のないものであっても、原則として、受託者の負担とする。

(2) 打合せ

業務の進捗状況等については、町担当職員の指示により定期的に報告すること。また打合せ等の議事録は概ね10日以内に作成し納品すること。

(3) 参考文献等の明記

文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を必ず明記し、最新の情報等を活用すること。

(4) 秘密の保持

本業務により知り得た個人情報等をはじめとする事項は秘密を保持し、町の許可なく他に使用しないこと。また業務委託完了後は速やかに破棄すること。

(5) 成果品の知的財産権等

成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

(6) 疑義の解釈

本業務において本仕様書及びプロポーザル実施要領に記載のない疑義が生じた場合は、本町と協議のうえ、これを定める。